

第12回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

公開セミナー & 雇用労働相談会

参加
無料

定員
30名

(定員になり次第締切)

ベンチャー・グローバル企業の経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成31年3月7日(木)17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場所：淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋odona)6階 研修室小 (有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所内)
(大阪市中央区今橋四丁目1-1 / Osaka Metro 御堂筋線 淀屋橋駅10号 出口直結)

17:00～18:00

セミナーⅠ

働き方改革関連法「年次有給休暇の年5日時季指定義務」 ～ 従業員のモチベーションアップにつながる働き方を目指して～

この4月に施行される働き方改革関連法の1つである年次有給休暇の年5日時季指定について、制度の内容、細かな注意点、導入・管理方法だけでなく、基本となる年次有給休暇の趣旨や付与日数、休暇取得に伴う効果等も併せて紹介し、よりよい職場環境づくりを雇用指針に沿って説明します。

【講師】 特定社会保険労務士(センター相談員) 浅野 友晴

平成22年11月に社会保険労務士として開業。労働局の総合労働相談員として約3000件の労働相談に対応。その後、総務省の年金記録第三者委員会の調査員、街角年金相談センターの年金相談員、労働局の自動車運転者時間管理等指導員などを歴任し、労働保険・社会保険の手続き業務に限らず、従業員のスキル向上研修、管理職研修、パワハラ・セクハラ・メンタルヘルス研修など幅広く活動

18:00～19:00

セミナーⅡ

「労使トラブル解決の交渉セオリー」 ～ ケースから交渉による解決の手法を学ぶ～

労使関係においては様々なトラブルが発生します。そして、これに対する最終的な紛争解決機関としては裁判所が用意されています。しかし、現実に裁判手続(訴訟、労働審判、仮処分)まで移行するとコスト(費用・時間)だけではなく、ビジネスや他の従業員への影響も懸念されます。そこで、もっとも活用されるのが対話による紛争解決である交渉だと思われます。今回のセミナーでは、雇用指針に基づく労働条件の変更、労働契約の終了の場面の法的なリスクや、労働環境の変更や労働者間のトラブルが発展して労使トラブルになった事例などを取り上げながら、事例を踏まえた交渉によるトラブル解決のセオリーを解説します。

【講師】 弁護士(センター弁護士) 松木 俊明

アーカス総合法律事務所パートナー弁護士。
ベンチャー支援、知的財産を中心とする企業法務に携わるとともに、刑事事件も取り扱う。弁護士としての法的な知識に基づくリーガルセミナー経験多数。その他、交渉学講師として非常勤講師(関西大学)、ゲスト講師・アシスタント講師(京都大学・東京大学大学院・KBS等)及び企業研修を多く手掛けている。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

個別相談会

【相談対応者】 特定社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成31年3月6日(水)

WEB

<https://kecc.jp>



FAX

06-6371-3195

第12回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒 -)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区

「雇用労働相談センター」事務局

TEL : 06-6136-3194 FAX : 06-6371-3195 E-mail : info@kecc.jp

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室
相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)